

■ ■ ■ 労働条件の決定 ■ ■ ■

教科書) 34 ~ 44 頁

● 労働条件の決定方法

選択肢 1) _____ を取り付けて労働 _____ を締結する〔労働契約法 6 条〕

選択肢 2) 労働 _____ と労働 _____ を締結する〔労働組合法 14 条〕

選択肢 3) _____ が _____ を作成する〔労働基準法 89 ~ 93 条〕

※ 就業規則は 強行的効力 と 直律的効力 を持つ〔→教科書 39 頁〕

● 就業規則に関する手続〔労基法 89 条, 90 条, 106 条〕

1) 作成・変更にあたっては, ① 事業場の _____ を占める労働 _____ か,

② 過半数 _____ の _____ を聞かなければならない

※ 労働者が _____ していても _____ に _____ できる

2) 作成・変更した就業規則を所轄の労働基準監督署に届け出なければならない

3) 作成・変更した就業規則を常時掲示するなどして周知しなければならない

● 就業規則の _____

労契法 _____ 条「使用者が _____ な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には, 労働契約の内容は, その就業規則で定める労働条件による」

労契法 _____ ~ _____ 条: 労働契約の内容を変更するには, _____ によるのが原則

では, 労働者が契約の変更に同意してくれなかったらどうする?

「新たな就業規則の作成又は変更によつて, 既得の権利を奪い, 労働者に _____ な労働条件を一方向的に課することは, 原則として, 許されないと解すべきであるが, 労働条件の集合的処理、特にその _____ 的かつ _____ 的な決定を建前とする就業規則の性質からいつて, 当該規則条項が _____ なものであるかぎり, 個々の労働者において, これに同意しないことを理由として, その適用を拒否することは許されない」

* _____ 事件〔教科書 44 頁〕 → 現在では労契法 _____ 条に

● 変更の合理性の _____

- ① 就業規則変更によって労働者が被る _____ の _____
- ② 労働者の不利益を緩和する _____ や _____ の有無
- ③ 使用者側の変更の _____ (賃金等については _____ 性が求められる)
- ④ 変更の _____ 的 _____ (_____ と比較してどうか)
- ⑤ _____ の妥当性 (労働組合等との _____ による _____ の _____)

* _____ 事件 (最二小判平 9.2.28 民集 51 卷 2 号 705 頁)

Q ある銀行では、定年は 55 歳だが、希望者については 58 歳まで賃金水準を落とさずに再雇用されていた。しかし、社会的に定年延長の要請が強まったことから、定年を 60 歳まで延長することにしたものの 55 歳以降の賃金については 63 ~ 67 % に引き下げることとし、多数組合の同意を得て就業規則の変更を行った。この変更の合理性はあるか？

A <a> 従来 58 歳まで勤務して得られていた賃金額が 60 歳近くまで勤務しないと得られなくなることはかなり大きな不利益であるが、 定年延長とそれに伴う賃金水準の見直しの必要性は高度なものであること、<c> 変更後の賃金水準も他行や社会一般と比較してかなり高いものであること、<d> 多数組合の同意を得ていることは労使間の利益調整がなされた結果として合理的なものと推測することができる

* _____ 事件 (最一小判平 12.9.7 民集 54 卷 7 号 2075 頁)

Q ある地方銀行において、従業員の 4 分の 3 を組織する多数派労働組合の同意を得て、就業規則の変更により 55 歳以上の行員を管理職から外すことにした。この結果、少数派の労働組合に属している 55 歳以上の行員は、年収が約 300 ~ 430 万円 (率にして 33 ~ 46 %) 減少することとなった。この変更の合理性はあるか？

A <a> 賃金面での不利益は極めて重大であり、かつ、この変更は高年層にのみ大幅な不利益を課すものであること、 不利益を緩和する十分な経過措置もとられていない、<c> 多数組合が変更の同意していても大きな考慮要素とは評価できない

* _____ 事件 (最三小判昭 63.2.16 労判 512 号 7 頁)

7 つの農協の合併にあたり、退職金支給率を他の 6 農協の基準に合わせて引き下げた事案

「賃金、退職金など労働者にとって重要な権利、労働条件に関し実質的な不利益を及ぼす就業規則の作成又は変更については、当該条項が、そのような不利益を労働者に法的に受忍させることを許容できるだけの 高度の必要性 に基づいた合理的な内容のものである場合において、その効力を生ずるものというべきである。」